

2025年度民法第1問・解答例

1 AのFに対する、甲についてA Fの持分権をA F各2分の1ずつとする登記への更正登記手続請求の法的根拠は、共有持分権に基づく妨害排除請求権に求められる。

Dの死亡により（民法（以下、法令名省略）882条）、A Bは共に子（887条1項）として、Dの「権利」に属していた甲を共同相続（896条本文、898条1項、889条、900条4号本文）しているから、甲について共有持分2分の1を有する。そして、Fは甲の所有権移転登記を具備している。よって、Aの上記請求は認められ得る。

2 Fとしては、Aを相続したBから甲を買い受けたEが自己に甲を売却した旨反論する。

Aは2001年武力紛争の絶えないアフリカの某国αに渡航して現地で生活し始め、2003年6月を最後に、Bに一切連絡をすることがなくなったのであるから、2014年6月時点ではAの生死は10年以上不明となっている。よって、「不在者の生死が7年間明らかでないとき」（30条1項）に当たる。BはAが死亡した場合の推定相続人であるから、失踪者の生死について法律上の利害関係を有する。よって、Bは「利害関係人」（同条項）に当たる。したがって、「失踪の宣告をすることができる」（同条項）から、「同項の期間が満了した時」（31条）、すなわち2003年6月の7年後である2010年6月にAは死亡したものとみなされる（同条）。これにより、Aの相続が開始する（882条）。Aは独身であるから、「第887条の規定により相続人となるべきものがいない場合」（889条1項柱書）に当たり、Aの両親C Dは既に死亡しているから「被相続人の直系尊属」（同条項1号）は存在しない。よって、「被相続人の兄弟姉妹」（同条項2号）であるBは「相続人」（同条項柱書、896条本文）に当たる。よって、Aの「権利」に属した甲の持分2分の1が、Bに「承継」される（896条本文）。これにより、Bは甲を全部所有することとなり、2015年4月にEに対して甲を売却し、2017年4月EはFに対して甲を売却しているから、Fに甲の全部所有権が移転する。

3 他方、Aの申立てによりAの失踪宣告は取り消されているから（32条1項前段）、失踪宣告の効力は遡及的に消滅する。そのため、甲についてのB

の持分2分の1を超える部分については、E、Fに権利が移転していなかったことになる。そこで、「善意でした行為」（同条項後段）の範囲が問題となる。

「善意」とは、失踪者の生存又は異時死亡を知らないことをいう。失踪者は本来の権利状態を回復し得ないという不利益を受けるのであるから失踪宣告取消しの効力が及ばなくなる範囲は狭く解すべきである。よって、「行為」が契約である場合は、契約当事者双方が「善意」であることを要するものとする。

BもEもAが生存していることを知らなかったのであるから、BE間売買は「善意でした行為」に当たる。

もっとも、Fは2016年12月にβに住むAから無事を知らせるハガキを受け取っており、Aの生存について悪意である。「善意でした行為」をした者からの悪意の転得者との関係でも失踪宣告取消しの効力が及ぶのが問題となる。

仮に転得者も善意である必要があると考える立場によれば、悪意の転得者が失踪宣告を受けた者から権利を追奪された場合、悪意の転得者は善意の売主に対して債務不履行責任を追及することが考えられ、失踪宣告取消しの効力が受益者と取引した善意の第三者にも及んでしまうため妥当でない。また、善意者の行為が介入した時点で、「善意でした行為」の法律関係は確定すると解すべきである。よって、「善意でした行為」の当事者からの転得者が悪意である場合であっても、失踪宣告取消しの効力は当該悪意者に及ばないものとする。

前述のとおり、FはAが生存していることについて悪意ではあるものの、Aの失踪宣告取消しの効果は及ばない。したがって、Fとの関係ではAが死亡したものとみなされることになるから、前述のとおりFは甲の全部所有権を取得し、反射的にAは2分の1持分を喪失する。

4 以上より、Aの上記請求は認められない。

以上